

## 序章. はじめに

### 1. プラン策定の背景と位置づけ

#### (1) 男女共同参画に関する動向

国連が昭和 50 年に「国際婦人年」を定め、同年に開催された国際婦人年世界会議で「世界行動計画」(メキシコ宣言)などが採択、各国政府には計画の実施について道義的責任が課されました。

その後、昭和 54 年 12 月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下、「女子差別撤廃条約」という。)」が採択されるなど、女性の地位向上に向けた取り組みが世界的規模で広がっていきました。

我が国では、「女子差別撤廃条約」の批准(昭和 60 年)を契機として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)」の制定や「国籍法」の改正等の法律が整備され、平成 11 年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 13 年には、内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに男女共同参画会議の各種専門調査会において男女共同参画社会の実現を目指した具体的提言が行われています。その後、「男女共同参画基本計画(第 2 次)(平成 17 年)」を経て、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」、平成 27 年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

一方、富山県においては、「婦人の明日をひらく富山県行動計画(昭和 56 年)」の策定以降、「新とやま女性プラン(平成 4 年)」の策定の後、平成 13 年 4 月に「富山県男女共同参画推進条例」の施行、同年 12 月には、この条例に基づく「富山県民男女共同参画計画」が策定されました。その後、この計画を継承・発展し、平成 19 年 2 月に「富山県民男女共同参画計画(第 2 次)」を策定、平成 24 年 3 月には、富山県のあらゆる分野への男女共同参画の促進に向けて「富山県民男女共同参画計画(第 3 次)」が策定されました。

併せて、平成 18 年に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(富山県 DV 対策基本計画)」については、DV 防止法の改正に伴い、更なる被害者支援対策を図るため、平成 21 年 3 月に計画が改定され、平成 28 年 3 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(富山県 DV 対策基本計画)(第 3 次)」を策定済みです。現在、社会全体での配偶者等からの暴力(DV)の根絶を目指しています。

## (2) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、共に責任を担うべき社会とされています。

少子高齢化とともに人口減少が進行する中、男女共同参画社会の実現は、地域の多様性と活力を高め、経済的に力強い発展や男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

本市では、平成18年4月に「南砺市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

この条例に基づき、平成19年3月に「南砺市男女共同参画推進プラン（以下、「1次プラン」という。）」を策定、その5年後には、社会・経済情勢の変化への対応や南砺市総合計画後期計画との整合を図るため大幅な見直しを行い、1次プランの策定期間を終えようとしています。

しかし、市民意識調査の結果等からみても、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは緒に就いたところであり、1次プランで掲げた成果目標の達成度も高いとはいえない状況にあります。世代や性別で見ても、ライフスタイルに応じた男女の働き方に対する価値観や仕事と家事・育児・介護等の担い手意識など、依然として男女共同参画社会の実現は道半ばの状況にあります。

こうした中、家族のあり方やコミュニティの存続、さらには、雇用・経済活動の増進など、社会的な変化や課題に対応するためには、本市の特性を踏まえ、関連施策を含む総合的な取り組み、男女を問わず、多様な人材が活躍できる社会づくり、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが、喫緊の課題となっています。

そこで、社会情勢の変化や市民意識調査の結果等を踏まえつつ、国や県の動向を勘案し、市民に受け入れられる男女共同参画社会の実現に向けて、今後10年間の目標と施策の方向性を示し、世代や性別にかかわらず、目指すべき将来像の実現に向け、南砺市らしく、実効性のある取り組みについてとりまとめる新プランを策定することとしました。

(3) 位置づけ

本プランは、南砺市男女共同参画推進条例第 10 条の規定に基づき、「男女共同参画推進のための総合的かつ具体的な施策をとりまとめる」行動計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」として、国の第 4 次男女共同参画基本計画、富山県の「富山県民男女共同参画計画〈第 3 次〉」を勘案して策定しました。

また、本プランは、配偶者等からの暴力の根絶や被害者の相談・支援体制の充実などに関する項目については、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、並びに、女性の社会進出、参画促進等に関する項目は、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」第 6 条第 2 項による推進計画として位置付けます。

さらに、本プランは、南砺市総合計画の見直しに基づく部門別計画の一つであると同時に、男女共同参画施策を総合的に推進するため、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えるものです。

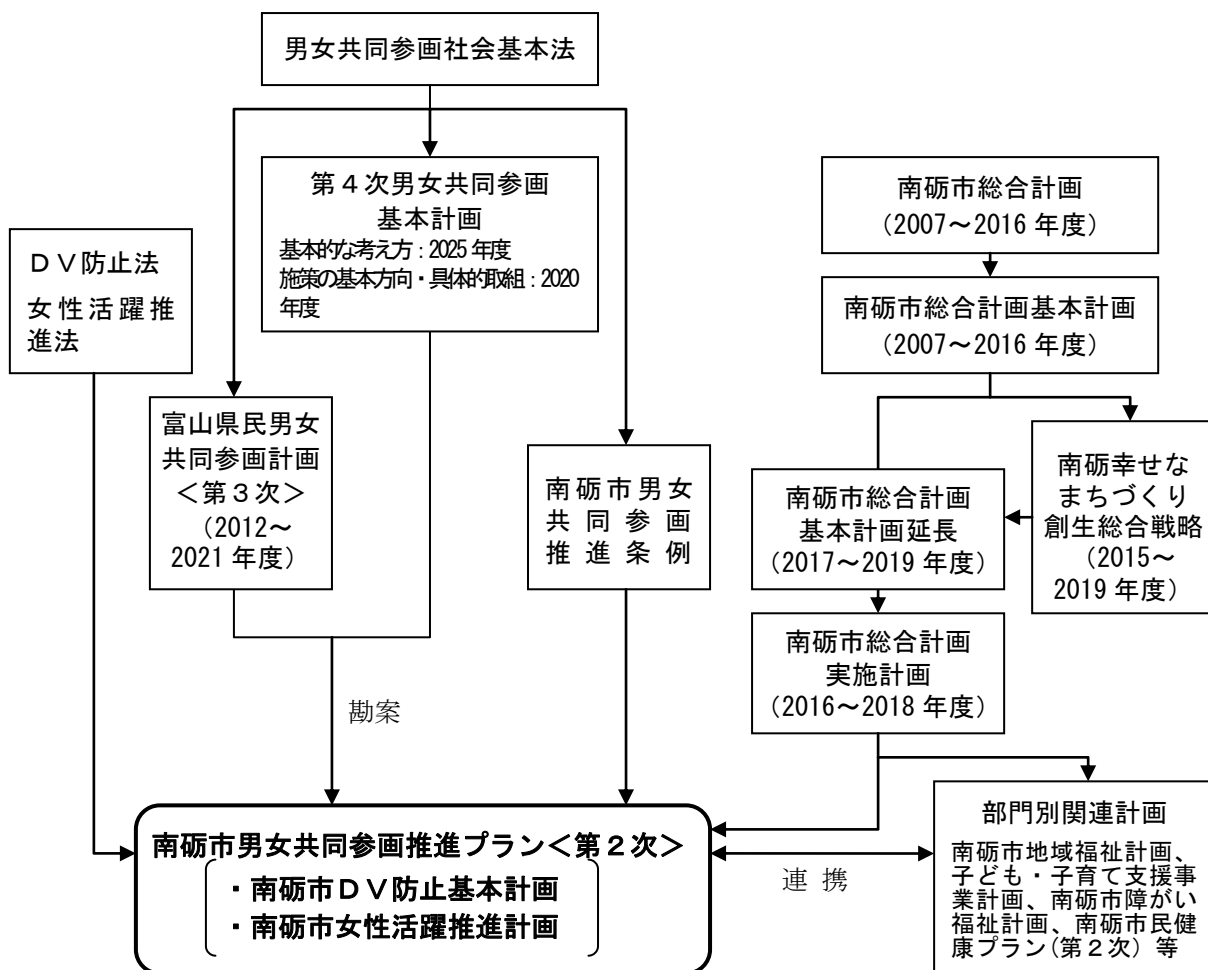


図-1 本プランの位置づけ

## 2. プランの概要

### (1) 目的

本市は、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてともに認め合い、従来の固定的概念を改め、相互の人権を尊重し、自らの意思と責任において、あらゆる分野に自由に参画できる社会の形成、すなわち、「互いに認めあい、支えあう社会を目指して」、もって男女が均等に社会の利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うべき社会に向けた取り組みを進めてきました。

本プランは、急速に進む少子高齢化や地域社会の変容、社会環境、生活環境の変化等に対応するため、南砺市らしさをもって男女が共同参画する新しい社会づくりに反映できるよう、必要な取り組みを体系的にとりまとめることを目的とします。

#### 【南砺市らしさ＝本市の特徴】

##### ■強み

- ▶ 自然資源が豊富であり、自然の恵みからの食材や農産物等が豊富である。
- ▶ 伝統・文化的資源が豊富である。
- ▶ 山間地、中山間地、平野、市街地などを含めて地域に個性がある。
- ▶ 結いや土徳、合力（コーリヤク）といった精神が根付いており、地域のコミュニティが強固であり、ふるさと南砺に愛着や誇りを持つ人が多い。
- ▶ 市民参加活動が活発である。
- ▶ モノづくり産業（二次産業、伝統的工芸等）が強い。
- ▶ ロボット産業やアニメ産業といった新たな産業が生まれている。

##### ▲弱み

- ▶ 少子高齢化の進行と若者世代を中心とする転出により人口減少が加速している。  
⇒ 人口減少の克服
- ▶ 合併前の旧町村が離れており、公共交通の便も悪い。  
⇒ 地域の遠隔性の克服、交通不便の克服
- ▶ 遠慮がち、控えめ、へりくだるといった気質があり、地域のアピールができていない  
⇒ 地域の長所や特徴を再確認

出典：南砺幸せなまちづくり創生総合戦略（2015年9月）

### (2) 期間

本プランの期間は、2017（平成29）年度から2026（平成38）年度までの10年間とします。

また、当初の5年間（2017～2021年度）を前期、6年目以降の5年間（2022～2026年度）を後期とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。